

令和5(2023)年度中山間地農業ルネッサンス事業 棚田地域将来ビジョン策定業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が令和5(2023)年度中山間地農業ルネッサンス事業 棚田地域将来ビジョン策定業務（以下「本業務」という。）を委託する場合の、受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

「残したい栃木の棚田 21」はふるさとの原風景の保全や棚田の有する多面的機能の維持保全を目的として平成13(2001)年度に認定されたものである。

一方、本県中山間地域は過疎化や高齢化による担い手不足により、農地の荒廃や集落機能の低下が進行しており、特に急勾配かつ狭小な棚田においてはその維持が困難になってきている。

そこで、本業務では棚田の現状や、棚田所有者等の棚田に係わる人たち^{※1}（以下、棚田所有者等）の意向を把握・分析し、棚田地域の将来に向けた話し合いを行うことで「棚田地域将来ビジョン」（以下、「ビジョン^{※2}」）を策定し、棚田の活用及び維持保全に向けた取組を促進することを目指すものである。

※1：棚田所有者、地域住民、棚田に係る関係人口等

※2：棚田所有者等の合意形成が図られたものであり、当該棚田の将来像およびその達成に必要な保全、活用に係る取組内容を示したものの。

2 委託期間

本業務の履行期間は契約締結日から令和6(2024)年3月19日(火)までとする。

3 委託料

- (1) 4,040,960円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。
- (2) 委託料の支払いは、原則として本業務完了後の精算払とする。

4 業務内容

乙は以下の業務を実施すること。

(1) 業務計画書の作成

本業務の実施に先立ち、乙は以下に示す内容等を取りまとめた「業務計画書」を作成し、甲と十分に打合せを実施した上で、了承を得ること。

ア 実施体制

- ・本業務に関する実施体制を示すこと。
- ・乙は、本業務を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- ・実施責任者は、甲の担当者と十分な意思疎通が図れる者とし、委託期間を通じて、甲の担当者と緊密な連携、調整を図ること。

- ・実施体制を変更する場合は、甲に事前に報告し、新しい実施体制について了承を得ること。

イ 連絡体制

本業務遂行に係る連絡先一覧を作成すること。連絡先には氏名、メールアドレス、電話番号を含むこと。

ウ スケジュール

年間を通した本業務のスケジュールを示すこと。

(2) 棚田地域調査

ア 調査目的

棚田の現状や課題、棚田所有者等の意向を把握・分析し、「ビジョン」策定に必要な基礎資料とする。

イ 調査地域

乙は、甲と協議の上、別紙「残したい栃木の棚田 21 一覧」のうち、調査地域を 4 地域以上選定すること。

選定に際しては、地域の現状、他の棚田地域の事例等を踏まえ、「ビジョン」策定の必要性、「ビジョン」を踏まえた取組実施に係る確実性を考慮し選定すること。また近接して複数の棚田地域がある場合は、棚田所有者等の意向や棚田の利用状況を考慮の上、一つの調査地域として扱い、一体的な調査が実施できるよう検討すること。

特に令和 2 (2020) 年度中山間地農業ルネッサンス事業 棚田地域調査により、早急な対応が必要と判断された地域（別紙参照）における調査の実施について優先すること。

ウ 調査計画書の作成

乙は、甲と協議の上、以下の内容を盛り込んだ調査計画書を、調査地域毎に作成すること。

(ア) 調査対象者

広く棚田所有者等を対象とすること。

(イ) 調査スケジュール

(ウ) 調査手法

地域の現状や課題、棚田所有者等の意向を把握する上で最適な方法とすること。

(エ) 調査項目

「ビジョン」を策定する上で、必要な情報が把握できる内容であること。

エ 調査の実施

乙は、円滑な調査の実施に努めるとともに、調査実施状況については、業務実施状況報告書により、甲に報告すること。

また調査完了後は、調査地域毎に速やかに、結果を取りまとめ・分析した調査結果報告書を作成し、甲に報告すること。

(3) 棚田地域将来ビジョン策定

ア 策定計画書の作成

乙は、甲と協議の上、計画は以下の内容を盛り込んだ策定計画書を、地域毎に作成すること。

(ア)策定スケジュール

(イ)策定手法

座談会、研修会、先進地調査等、棚田地域毎に適した手法を計画すること。

なお、乙は、複数の棚田地域を取りまとめて、一つの将来ビジョンを策定する場合は、策定計画書の作成前に甲と協議すること。

イ 座談会等開催・ビジョン策定

乙は、棚田所有者等が「ビジョン」策定に向けて意見交換し、合意形成を図るために必要な座談会等を開催すること。

乙は座談会等において、調査結果の解説、先進事例の紹介等を通じ、議論の方向性を示すとともに、ファシリテーターとして円滑な議論の進行を図ること。

また活発な議論を促すため、必要に応じて、棚田所有者等に対し、先進事例調査を企画すること。

座談会等の実施状況は業務実施状況報告書で報告すること。また結果を「ビジョン」としてとりまとめし、甲に提出すること。

(4) 行政機関との調整

調査地域に係る行政機関に対し、必要な打合せや情報共有を行うこと。

(5) 実施状況報告・打合せ

- ・乙は(2)～(4)の業務に対し、毎月1回書面にて「業務実施状況報告書」を提出するとともに、必要に応じて甲と打合せを行うこと。
- ・その他業務遂行上必要が生じた場合は、適宜打合せ等を実施すること。

5 秘密保持等

(1) 個人情報の取扱い

乙が本業務を行うに当たって取り扱う個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 機密保持、資料の取扱い

- ・受託した業務以外の目的で情報を取得しないこと。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を、委託した業務以外の目的で利用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- ・乙の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合は、直ちに甲に報告すること。また、その個人情報の漏洩に伴い甲に損害が発生した場合は、乙はその一切の責任を負うものとする。
- ・業務の履行中に取り扱った情報については、複製したものを含め、本業務終了後に返却可能なものは返却しつつ、抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- ・適切な措置が講じられていることを確認するため、甲の求めに応じて遵守状況の報告を行う、又は甲による実地調査が実施できるようにすること。
- ・秘密保持は、契約完了後も有効に存続する。

6 成果物

(1) 成果物・納期等

No	成果物名	記載場所	納品期日	納入形式
1	業務計画書	4 (1)	契約締結後 10 営業日以内	データ
2	調査計画書	4 (2) ウ	調査開始 10 営業日前まで	データ
3	調査結果報告書	4 (2) エ	調査終了後速やかに	データ
4	策定計画書	4 (3) イ	座談会等開催 10 営業日前まで	データ
5	ビジョン	4 (3) ウ	座談会等完了後速やかに	データ
6	業務実施状況報告書	4 (5)	対象月の翌月 10 営業日以内 ※令和 6 (2024) 年 3 月分は 3 月 15 日までの状況を 3 月 19 日までに報告すること	データ
7	実績報告書		令和 6 (2024) 年 3 月 19 日まで	紙媒体 1 部 電子媒体 1 部

(2) 納入条件

ア 紙媒体

- ・日本産業規格 A 列 4 番又は A 列 3 番 (A 列 3 番を用いる場合は折り込み、A 列 4 番に収まる形態とすること) の形態で納品すること。

イ データ・電子媒体

- ・Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint で扱える形式とすること。
- ・データはメール等により納品すること。
- ・実績報告書は USB メモリ等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。

(3) 検収

- ・乙は、納品期日までに甲に内容の説明を実施して検収を受けること。

- ・検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合は、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について甲に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
- ・甲は、必要がある場合には、乙に対して本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができるものとする。

(4) その他

- ・成果物は全て日本語で作成すること。ただし、固有名詞については日本語以外での記述も可とする。
- ・専門用語には説明を伏すこととし、本業務内でのみ使用する文言については定義付けを行うこと。
- ・第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

7 著作権等

- (1) 乙は、本業務の実施にあたり、画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。
- (2) 本業務に係る著作権及び使用权は、全て甲に帰属するものとし、素材データもあわせて甲が自由に二次利用できるものとする。
- (3) 乙は、各業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影の許可を得るものとする。
- (4) 本業務により制作された成果物の一切の著作権は、全て甲に移転する。
- (5) 乙は、甲が認めた場合を除き、成果物に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (6) 本業務により生じた特許権等の知的財産については、全て甲に帰属する。

8 その他の留意事項

- (1) 本業務に係る調査・分析、「ビジョン」策定に係る座談会、研修会等の開催、報告書作成等の一切の経費（人件費、報償費、交通費、宿泊・車両コーディネート費等）は、全て委託金額に含むものとする。
- (2) 当仕様書に記載されている内容及び選考された企画提案書の内容については、より効果的な事業となるような場合には、甲乙協議の上、内容の一部の変更を行うことがある。
- (3) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決する。
- (4) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行する。
- (5) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、業務を進めるものとする。また、協議の結果、甲から乙へ資料の提出を求める場合がある。
- (6) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りでない。また、再委託する場合、契約内容を甲に明示すること。

残したい栃木の棚田21一覧表

番号	市町村	棚田の名称	所在地	面積 (ha)	認定時関係戸数	枚数	遊休農地率	備考
1	日光市	小百禰	小百禰	10.8	11戸	47	17%	【優先的に調査を検討する地域】 ※棚田の耕作・維持管理を行い、継続的に景観を保全したい(「どちらかといえば」を含む)地域のうち、「後継者に担わせることができないと考えている地域」 (R2年度アンケート調査)
2	大田原市	尻高田	尻高田	9.7	12戸	100	2%	
3	茂木町	猫田	河又関根	4.1	9戸	160	71%	
4	茂木町	西山	山内仲	2.7	13戸	45	47%	
5	茂木町	大峰山	山内水の木	10.0	31戸	300	80%	
6	茂木町	早坂	小深里	1.6	7戸	50	12%	
7	茂木町	芋ノ入	山内仲	2.1	8戸	35	17%	
8	茂木町	中山	赤石	1.7	7戸	25	24%	
9	茂木町	後田	竹原	2.7	12戸	97	27%	
10	那珂川町	健武冥賀	健武	7.5	16戸	95	22%	
11	那珂川町	健武山中	健武	3.0	8戸	53	96%	
12	那珂川町	小砂大沢	小砂	3.4	6戸	54	30%	
13	佐野市	下彦間高野	高野	1.0	5戸	70	59%	
14	日光市	高百	高百	12.1	14戸	79	22%	
15	日光市	小百石見	小百石見	9.7	8戸	23	13%	
16	日光市	本宿・鳥居戸・西	藤原	7.4	23戸	50	46%	
17	大田原市	大久保	亀久	4.3	7戸	34	44%	
18	矢板市	兵庫畑	平野	11.7	8戸	100	1%	
19	那須烏山市	国見	小木須国見	2.2	8戸	50	80%	
20	茂木町	石畑	入郷	4.9	12戸	187	16%	
21	茂木町	赤坂	山内甲	2.6	13戸	70	23%	
22	茂木町	三反田	山内坏	6.2	15戸	80	18%	
23	茂木町	馬渡	牧野大藤	5.9	27戸	120	24%	
24	茂木町	寺山	大藤	1.4	7戸	50	8%	
25	茂木町	大帷子	下小井戸	2.6	10戸	40	45%	
26	塩谷町	喜佐見	喜佐見	13.9	20戸	118	13%	
27	那須町	石倉	伊王野上野	2.0	3戸	15	27%	
28	那須町	大ヶ谷	大ヶ谷	1.3	2戸	38	55%	
29	那珂川町	大内脇郷	大内	3.5	12戸	44	5%	